

海野隆まいあみ希望通信

メール:sougousenryaku@gmail.com ホームページ: 海野隆 阿見町で検索 VOL1-12

平成26年度阿見町予算議決



予算特別委員会での質疑

■平成26年3月議会は、3月3日に開会し議案上程・質疑、4・5日に一般質問、全議員による3日間の予算特別委員会、総務・民生教育・産業建設の各常任委員会を行い18日にすべての議案を可決し、一般会計 145 億 5,700 万円、特別会計(6会計)115 億 700 万円、水道事業会計 16 億 8,672 万円、総額 277 億 5,072 万円の予算が成立し閉会しました。平成25年度に比較すると 18 億 1,770 万円の増です。私はすべての予算案に賛成しました。

請願では、1、「容器リサイクル法改正し発生抑制と再使用を促進するための法律制定を求める意見書の採択を求める請願」、2、「要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願」、3、「オーケストラと歌おう in Ami の存続を求める請願」の内、1 は賛成多数で採択、2 と 3 は賛成少数で採択されませんでした。私は、全請願に賛成を致しました。

■平成26年度予算の主な事業

●総務部関係

町ホームページ再構築事業 (587 万円)、町勢要覧作

成事業 (216 万円)、防犯灯 LED 化事業 (1 億 3,258 万円)、防災行政無線事業 (5 億 9,065 万円)、道の駅基本計画策定委託事業 (345 万円)

●町民部関係

集会施設整備事業 (5,226 万円)、男女共同参画推進事業 (68 万円)

●生活産業部関係

農業後継者等支援対策事業 (180 万円)、特産物販売促進事業 (813 万円)、湖まちづくり推進事業 (4,908 万円)、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業 (900 万円)、廃棄物対策強化事業 (1,763 万円)

●都市整備部関係

阿見吉原土地地区画整理事業 (1 億 6,200 万円)、道路新設改良事業 (2 億 5,218 万円)、公園緑地整備事業 (3 億 2,155 万円)、道路橋梁維持補修事業 (2 億 3,769 万円)、公共賃貸住宅マスタープラン策定事業 (830 万円)、公共下水道整備事業 (13 億 6,251 万円)

●水道事業会計

老朽管敷設替事業 (3,670 万円)、第三次拡張事業 (2 億 3,707 万円)

●教育委員会関係

新設小学校整備事業 (2,560 万円)、調理業務委託事業 (5,892 万円)、ふれあい地区館活動事業 (1,783 万円)、零戦模型製作及び掩体壕建設 (3,707 万円)

●消防本部関係

消防・救急無線デジタル化整備事業負担金 (3,862 万円)、消防機械力整備事業 (1 億 1,258 万円)

●保健福祉部関係



小屋新設工事 (665 万円)

家庭的保育事業 (1,061 万円)、障害者介護給付事業 (3 億 9,717 万円)、医療給付事業 (3 億 5,665 万円)、予防接種事業 (1 億 1,087 万円)、特定健康診査等事業 (2,884 万円)、ウサギ

■ 予算特別委員会での主な質疑

Q: 補助団体である国際交流協会の会長を町長が兼ねるのは利益相反行為になる。役割分担と団体の自立を促すべきだ(A: 問題は認識しているが現状のまま)

Q: 町政要覧事業には広告を募集し経費の圧縮を図るべきだ(A: 要覧への広告の募集は考えていない)

Q: 道の駅基本計画のロードマップを明らかにすべきだ(A: 27年度にはPFI方式の検討を行う)

Q: 不動産業者や大家への働きかけを行いアパート居住者の行政区加入を促進すべきだ(A: 研究し考慮したい)

Q: 防災無線(同報系・無線系)工事の発注はどのように行われるか(A: 一般競争入札で実施される予定、議会の議決を求める)

Q: 投票済み証明書で割引するなど商工会や商店と協力して投票率向上を図ってほしい、一石二鳥になる(A: いただいた情報提供を研究したい)

Q: 新しい地域福祉計画に町民要望を入れてほしい。障害者の入居施設が実現できるようにしてほしい(A: 民間の事業者を誘致するなどの方法がある)

Q: 定期接種である頸がんワクチンの推奨はどのように行っているのか(A: 現在のところ保護者や本人の選択となっている。副作用があるという報告はない)

Q: 中間処分場の建設が長引きそうだが放射性焼却灰の保管に関して不安はないか(A: 霞クリーンセンター内のコンクリート造りシャッターもありしばらくは安心)

Q: プレミアム付き商品券は、今後毎年補正予算で対応することになるのか(A: 実績を見て対応することになる)

一般質問を行いました



今回の私の質問は以下の通りです。詳細は議事録をご覧ください。議会活性化の成果で他の市町村同様にインターネットで議

会の様子が中継・録画で見ることが出来るようにしたいと思います。皆様のお力も必要です。知り

合いの議員に働きかけるようお願い致します。

1、市町村合併について

① 県南都市大合併構想について、② 牛久市及び美浦村との合併について、③ 今後の広域行政、事務の共同化について

2、公共施設再編計画について

① 利用実態及びコスト等の現状について、② 維持管理計画について、③ 公共施設改修計画について、④ 公共施設マネジメントについて

3、大学との連携について

① ヤギの公共施設予定地の雑草駆除への活用について、② 認知症予防取り組みの現状と今後について、③ 大学発研究開発の産業化支援について

4、政治倫理について

① あいさつ状の発送について、② 業者への推薦依頼及び後援会活動への動員について

5、入札制度改革について

① 最低制限価格について

阿見町長選挙の結果を受けて



すでに皆様ご存じのように、平成26年2月23日に実施された阿見町長選挙の結果は、現職の天田富司男氏が2期目の当選を果たされました。議員の職を辞して挑戦し

た久保谷実さんは惜敗いたしました。

天田町長が再選を勝ち取ったことに対して、敬意を表したいと思います。また、天田町長の再選を支持した町民の皆様の選択を尊重したいと思います。

当日の有権者数は3万7849人で、投票率は47.34%で、前回55.54%を8.2%下回り、過去最低となりました。

大差の圧倒的勝利だったというものの、久保谷実さんの健闘をたたえるもの、批判票の多さに驚かれた方々などなど。いずれにしても、今後の4年間は天田富司男氏が引き続き町政を担うことになりました。45%の批判票の重さをしっかりと受け止めていただき、政策や手順など批判を招いた点については修正をしていただきたいと希望しておきます。

今後も、議会議員としての役割、「チェックと提言」ということをしっかりと果たしてまいります。町政に係ることで提言や問題があればご連絡ください。ご一緒に解決していきたいと思ひます。

議会だよりに対し内容証明届く

この件に関しては、会議議長あて、藤井孝幸議員あて、それぞれに龍ヶ崎市の常磐建設株式会社が代理人



人弁護士(龍ヶ崎市の眞鍋・大関法律事務所、眞鍋涼介・武智裕子・岡田友佑弁護士)を通じて、平成25年9月議会での藤井議員の一般質問のやり取りを掲載した議会広報につ

いて、名誉棄損であると内容証明郵便で通知してきたものです。

藤井孝幸議員は代理人弁護士を通じて「そもそも議会広報に個人は責任を持たないこと、名誉棄損にも該当しない」という回答を相手に送付しました。議会は、全員協議会の議論を通じて議長に対応を一任し「議会広報の記事掲載のシステムを説明し、相手会社が感情を害したことに対して遺憾の意を表するとともに今後の対応を約束」した文書を議長名で相手に送付しました。

阿見町の顧問弁護士である黒田松壽弁護士からは、1、この件は名誉棄損には当たらない、2、議会広報は議長名で発行されており議会が対応しなければならない、という2点について明確にアドバイスを受けたということです。

私は一貫して「名誉棄損にあたらぬ」「議会として対応しなければならない」と主張しておりますので、全く同感できる正しいアドバイスだと思います。しかし、全員協議会の議論は、「名誉棄損に該当する」「藤井議員個人の問題だから議会は関係ない」などとする主張が数多くの議員から出されました。

ひたち野うしく小学校を視察



先日、私が所属する民生教育常任委員会で県内の常陸大宮市とお隣の牛久市を視察しました。常陸大宮市では学校再編統廃合の現状に

ついて、牛久市では平成22年に開校したひたち野うしく小学校の設備について、研修してきました。

阿見町では、学校再編計画と本郷地区の新小学校建設計画が並行して進められています。本来こうした課題については、町長選挙間際というタイミングを避けて、冷静な判断のできる時期に論議を深めるべきであったと考えています。

特に、本郷地区への新小学校建設は現町長による選挙公約として打ち出されましたので、新人のくぼや実さんも新小学校建設については「推進」、さらに温水プールを併設するという公約を掲げました。

学校プールの全天候型温水プール化は、現状の屋外の学校プールが年間わずか16日しか稼働していないこと、また、天候により授業が中止になることが多いこと。また、子ども達が卒業したりしても全世代の活用が可能となるものです。

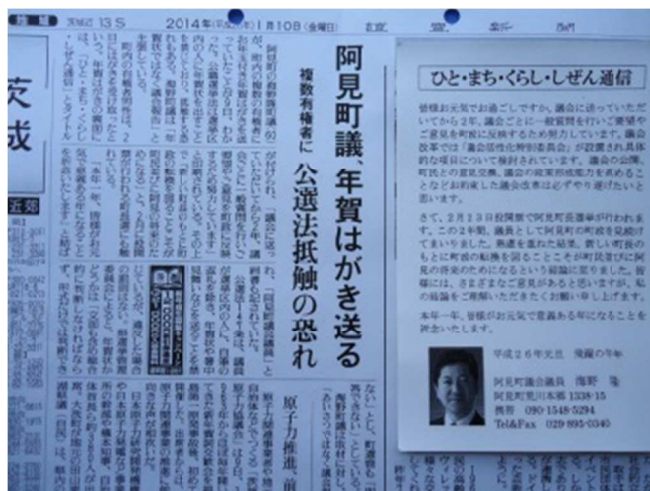
ひたち野うしく小学校では、授業以外の運営はNPO法人が当たり、有料で行われています。牛久市内はもちろん、つくば市や阿見町からも多くの利用者がいるということです。

学校内部の施設も見学しましたが、文部科学省の基準を上回る広々とした廊下や教室、ワークスペースなど子どもたちを育てることに配慮した、市長はじめとした教育関係者の意気込みと熱意を感じる造りでした。また、将来の児童数急減を睨みながら、学校施設転用(たとえば福祉施設等)にも対応できるように考慮された構造ということです。

こうしたアイデアは、ひたちの牛久地区のまちづくりと一体で考慮されており、担当したのが教育委員会ではなく建設部施設整備課だったというのが象徴です。市長からのヒアリングをはじめとして基本計画を「建築検討委員会」が担ったということも驚きです。

読売新聞を購読されている方へ

今年早々、読売新聞茨城版に私に関する記事が掲載されました。茨城版の5段にわたって「阿見町議、年賀はがき送る 複数有権者に 公選法抵触の恐れ」というものでした。記事には「海野隆町議が…」ということでしょうかりと氏名も書かれています。読売新聞は県内で40万部以上が発行されており、阿見町内でも50%以上が購読しています。



この記事分量は大事件並みの扱いで、読売新聞をお読みになっている方々は、あたかも公職選挙法に違反している重大事件であるかのごとき印象を持ったと思われます。

実際、町内外の友人知人からたくさんの電話やメールをいただきました。ご心配やら、公選法の解釈やら、取材の方法やら、励ましやら、様々な電話でした。

記事が掲載される前日、読売新聞の服部という記者（読売新聞つくば支局・服部牧夫記者）から運転中に携帯電話に連絡がありました。「年賀状のことで伺いたい」ということでした。運転中でもあり路肩に車を寄せて、やり取りは3分間にも満たない程度でした。いくつかのやり取りがあり、「議会報告として出している」「公選法には抵触しない」「特定の方々に出している」ことなどを回答しました。私のハガキ版「ひと・まち・くらし・しぜん通信」のコピーを持っているということだったので、選管等に取材すれば公選法に抵触しないと分かったと思い「あとは君の判断で・・・」ということで、電話を切りました。

掲載された記事は、「公選法抵触の恐れ」とは書いているものの、記事の分量や書き方はあたかも公選法に違反しているかのごとく書き方でした。茨城県選挙管理委員会のコメントは「文面も含め総合的に判断しなければならず、形式だけでは判断できない」とし、阿見町選管のコメントは「即答できない」としています。

私も長年、議員を経験しております。どのようなものが公選法に抵触するのか、違反するのか慎重に見極めてハガキ版「ひと・まち・くらし・しぜん通信」を郵送したつもりでいます。このような文面で、公選法に抵触・違反することはありません。

阿見町選挙管理委員会からは、その後、町民に送付した私のハガキは公職選挙法で禁止されている「あいさつ状」には該当しないという回答がありました。私のハガキは議会報告、政策報告であり、お返事をいただいた支援者の感想も「議会の様子が分かった」というものでした。

読売新聞から、その後、記者そして支局長が私を訪ねてきました。この記事が掲載された経緯について私から質問し、その上で、「公職選挙法に抵触も違反もしないにもかかわらず、特大の記事を書いたのは読売新聞としてどのような判断なのか、どのような社会的意義があるのか」と質問しました。読売新聞の記事を追いかけて他の新聞が書くということはありませんでした。したがって以上の情報は、他の新聞を読んでいる方々は全く知らない情報です。身の潔白は証明されたものの、読売新聞という巨大なメディアの報道が、読者にどのような印象を与えたのでしょうか。

常陸大宮市の学校統廃合視察



常陸大宮市では学校再編・統廃合の現状について研修してきました。常陸大宮市では、「義務教育施設適正配置」という呼称で、平成

17年11月に常陸大宮市義務教育施設適正配置審議会が組織されて、2年間の審議を経て平成19年11月に答申を受けました。平成20年7月に実施計画が策定されました。平成21年から25年までを小学校の再編、平成26年から30年に中学校の再編を行う予定です。これまでに小学校19校を11校に、平成27年までに中学校7校を4校に再編する予定です。

常陸大宮市は、平成16年10月に那珂郡の大宮町、山方町、緒川村、美和村、東茨城郡の御前山村の5町村が合併して誕生しました。合併時の人口は48,101人でしたが、平成26年2月時点で43,352人と5,000人も減少しています。児童数も減少の一途をたどっており、人口減少時代に教育効果を減じないで学校施設配置を再編するという切実な課題を抱えていました。

ご説明いただいた上久保洋一教育長は竜ヶ崎西小学校長だったことがあり、阿見町は中心地区と新市街地と周辺地区の2極化の課題があるのでしょうかと阿見町の学校再編問題のことも良く事情をご存知でした。

「とにかく丁寧な説明を心がけること」「何度でも粘り強く説明会を開催すること」「統廃合の問題でも吸収等の言葉は絶対に使用しないなどの配慮」「議員が審議会に入らないこともあって委員会や議会へも丁寧に説明した」などをお話し下さいました。先生ご自身が卒業した学校も廃校になったようで、学校再編計画は丁寧に時間をかけて慎重に行うことが重要だというアドバイスでした。

無料法律・生活相談

●地域や家庭での日常生活上の問題や法律に関わる問題などに遭遇して解決できずに悩んでいる方の相談に応じます。予約が必要です。

予約は、090-1548-5294



●夫婦・親子、結婚・離婚、相続・遺言、土地・家屋の売買や賃借、金銭貸借（クレジット・サラ金）、中小企業の経営問題、労務などについて弁護士が相談に

応じます。●交通事故の示談交渉（弁護士への相談をお勧めします）や医療事故、損害賠償請求、名誉棄損など人権問題なども弁護士が相談に応じます。

●町でも弁護士による法律相談を行っていますので消費生活センターへご相談下さい。

議会への要望や意見もお寄せ下さい。ブログもご覧ください。